

第5章 今後の実効ある取組に向けて

1 新しい進行管理と方針の最新化

「緑確保の総合的な方針」の策定に当たって、都区市町村合同の検討組織（都区市町村合同検討委員会）が立ち上がり、課題調整のための共通の基盤、いわば、調整プラットフォームが新たに生まれました。

今後、社会の変化により施策の充実や修正も想定されます。方針が常に最新の羅針盤となるよう、こうしたプラットフォームを継続的に維持し、また、適宜、都民の意見を聴きながら時点修正を行っていきます。

このような更新を重ねて、最新化していく計画は、「成長型計画」とも言え、確保候補地から確保水準への格上げのように、自治体の施策の水準を底上げし、あわせて都民の緑への意識を更に高めていくこととなります。

2 上位計画等との整合

各自治体の今後10年間で実施する確保地〈水準1〉から〈水準3〉やまちづくりにおける緑の施策は、基本的に区市町の「緑の基本計画」と整合を図っているものです。

本方針が今後、緑豊かなまちづくりの方針として、有効に機能していくよう、こうした緑の基本計画や都市計画マスタープランなどの各自治体のまちづくりにおける上位計画と、引き続き整合を図っていきます。

3 方針を後押しする象徴的なプロジェクトの創設

緑の保全を進める観点からは、共通して樹林地等所有者の協力と理解が不可欠です。

このため、地域の緑を公共的資産として将来に向けて引き継ぐことの重要性や必然性について、いかに機運を高め、社会的合意を形成

していくかが、今後の大きな鍵になります。

その方策として、有識者や屋敷林の所有者等の賛同と参画を得て、今回の方針を後押しするようなNPO等の公益的な団体を、例えば「(仮称)東京の緑を守る将来会議」のようなかたちで創設し、方針の象徴となるプロジェクトとして、社会全体に訴求していきます。

4 既存制度の更なる検討

民有地の緑が都市の環境を創造し、守っていく意味合いが大きくなりつつある今日、保全に向けた様々な制度や施策が都区市町村によって講じられています。

しかし、こうした制度や施策が長い間、慣例的に施行されていると、ややもすると時代に対応した運用になっていない場合も考えられます。こうした観点から、例えば、保全を支援する方策としての都民への助成制度、保全事業推進のための税の優遇措置などについて、時代に即応した内容となるよう検討を進めていきます。

5 法改正の要望

方針の策定では、東京都や区市町村の創意工夫や努力では解決できない、法制度上の課題が明らかになりました。

例えば、樹林地では特別緑地保全地区の指定により、該当区域について相続税の8割評価減という制度がありますが、地価の高い屋敷林に見られるように、残り2割が課税され、土地の処分がなされれば、形態が大きく崩れる要因となります。緑の果たす様々な機能と今日における重要性を考慮すれば、更なる評価減とする必要があります。

農地では、生産緑地地区の指定にかかる面積要件の引き下げや、農業用施設用地や屋敷林等の相続税の減免措置、また、生産緑地の中に、市民農園のような利用でも、広く公共的な扱いとすれば、納税猶予が継続できるような制度、あるいは、「農的な空間」を確保する一環として、宅地化農地について、公共の施策であれば相続税の相当部分を評価減とする制度などの基本的な改善が必要です。これら

の実現に当たっては、現行法の改正が必要であり、屋敷林など都市の緑の確保や都市農地の持つ機能を農的な空間に引き継ぐ方策として国に強く要望していく必要があります。